史料紹介

綱光公記
――文安五年記・文安六年正月～三月記・文安五年符案――

遠藤珠紀
須田牧子
桃崎有一郎
中田奈保

はじめに

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号～二五号では広橋綱光（一四三一―一四七七）の文安三年（一四四六）から応仁元年（一四六七）の暦記の翻刻を行い、前号二五号までで現在確認できた暦記の紹介を終えた。そこでこの後は再び時代をさかのぼり、綱光の記した日次記の紹介を行っていきたい。今号では文安五年（一四四八）日次記、文安六年正月～三月記、そして文安五年の石清水放生会奉行に関わる符案を取り上げる。本記全体の概略については二〇号を参照して頂きたい。

この時期の将軍は足利義政、天皇は後花園天皇である。綱光は文安二年に元服し、翌三年に父兼郷を失った。文安五年時には一八歳、右兵衛佐で、正月に正五位下に昇叙し、蔵人に補された。広橋家の当主として本格的な出仕を開始した時期である。翌六年正月にはさらに正五位上に昇った。連年の昇叙に「二个年共加叙、不相忿歟、雖然祖父之嘉例之間申入、朝奨之至、殊年始嘉例、旁以祝着〳〵」（正月六日条）と喜びを記している。

主な内容を見ると、文安五年には石清水放生会、北野社の夢想連歌、源高明に対する贈位宣下などの記事がある。このうち放生会については、綱光が奉行を勤めており、上卿以下に出仕を命じる文書などの控を集成した符案が残されている。今回、こちらもあわせて翻刻した。符案の表紙に七月二〇日とあることから、おそらくこの頃に奉行を命じられ、そのための帳面を誂えたのであろう。上卿・参議・弁など身分による細かな書札礼への配慮も窺える史料である。放生会は本記にも記されている通り、石清水社の触穢による延引、神人訴訟による延引を経て、九月一九日に催行された。暦記・日次記・別記・符案が並行して記されていることは、綱光の記録の大きな特徴である。

文安六年は正月叙位、白馬節会、近衛教基の大納言拝賀、踏歌節会、祈年穀奉幣の準備、小除目など儀式に関する内容が詳細に記されている。蔵人として朝儀に携わるようになった綱光の意気が窺える。

また本記では「委有公事奉行箱」（文安五年九月二九日条）「先例等、納公事奉行箱」（文安六年正月七日条）また「入法楽連歌并一万句箱」（文安五年八月一九日条）「愚詠箱」（文安六年二月一〇日条）という表現が

散見される。綱光が文書などをテーマ別に箱に分けて整理していたことが窺え、興味深い。後年応仁の乱時には、綱光邸も戦乱に巻き込まれ「座右并公事奉行・宣旨・宣命・勘例・勅書・南都以下」の百余合が焼失したと嘆いている（応仁元年暦記八月二一日条。『史料編纂所研究紀要』二五号参照）。この百余合も同様に内容別に分類された箱であろう。

次に書誌情報についてまとめる。文安五年記は、現在散逸している。今回確認できた自筆部分は、①東京理科大学近代科学資料館下浦文庫蔵の『具註暦　仮名暦』（下〇〇〇一）に含まれる二月一一日条（前後欠）、②広橋興光氏蔵『接綱御記』の六月二九日～七月二日条（後欠）、③国立歴史民俗博物館蔵『綱光公記』の八月一日～九月二九日条である。

東京理科大学近代科学資料館『具註暦　仮名暦』は、中世の具注暦・仮名暦の断簡を集めて成巻したものである。これらの暦は広橋家歴代の暦記、日次記紙背から脱落したものであり、綱光公記の断簡数点も含まれる。二月一一日条は第六紙として貼りつがれ、紙背は応永七年（一四〇〇）九月一五日～二〇日の具注暦である。この応永七年具注暦の紙背は『綱光公暦記』文安四年記の貼継紙にも用いられており、前年に使用された残りが使用されたと推測できる。なお『具註暦　仮名暦』、および年次比定については、尾上陽介「東京理科大学近代科学資料館所蔵『具註暦　仮名暦』について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一八号、二〇〇八年）で詳しく検討されている。

二つ目の広橋興光氏蔵『接綱御記』も断簡が集成されたものであり、そのうちに文安五年六月二九日条～七月二日条に該当する二紙が含まれている。冒頭には「文安五年／六月」と記されており、六月二九日という中途半端な日付ながら一巻の冒頭だったと推測される。またこの日記は文安三年仮名暦の一一月二九日～一二月三〇日を翻して記されている。暦を翻して使用する場合、年末部分の紙背が最初に来ることになり、その点からも巻の冒頭だった可能性が高い。また次に述べる国立歴史民俗博物館所蔵の八月一日条からは反古紙の紙背が用いられており、仮名暦の紙背は使い終えたのであろう。これらから推すに、本来六月二九日より七月末までは、おおよそ仮名暦一年分一二～一三紙一巻に日記が記されていたと考えられる。

国立歴史民俗博物館には八月一日条～九月二九日条まで一巻一四紙が所蔵されている（広橋家旧蔵記録文書典籍類H六三―六五七）。紙背は書状等の反古が用いられ、題簽には「綱光公記〈文安五年八月一日―九月廿九日／自筆本〉一巻　『綴合このまゝ』」とある。冒頭は「蔵人右兵衛佐／文安五年／八月」とはじまり、当初より八月記から一巻が仕立てられていたことが窺える。

続く文安六年（宝徳元年）記も国立歴史民俗博物館に所蔵されており、正月四日～二月二二日条（広橋家旧蔵記録文書典籍類H六三―六五八）、三月一日～六月一〇日条（同H六三―六五九）、七月一日～九月二六日条（同H六三―六六〇）、一〇月四日～一一月二一日条（同H六三―六六一）、一二月一日～三〇日条（同H六三―六六二）の五巻に分かれている。本号では分量の関係から、正月～三月記部分を翻刻した。正月四日～二月二二日条は、文安五年の間明一行の具注暦の五月八日～一二月五日部分を翻して記されている。その題簽には「綱光公記〈自宝徳元年正月四日至二月廿二日　自筆本／首間尾闕（正月四日五日以前、自二月十五日尾至十七日、及廿三日以後闕）〉壱巻　『綴合改めたる通り』」とある。三月一日～六月一〇日条は同じく文安五年の間明一行の具注暦の序正月一日～五月二〇日部分、および間明きなしの具注暦を翻して記されている。題簽には「綱光公記〈自宝徳元年三月一日至六月十日（尾欠）自筆本／間欠（自五月一日至廿九日首闕）〉一巻　『綴合改めたる通り』」とある。この文安六年記は具注暦の紙背が用いられているために、

欠損部のおおよその分量がわかる。紙背の間明き一行の具注暦は、おおよそ十日分で一紙になっている。ここから推測すると、冒頭正月一日より四日条までは二紙分が失われている。正月一六日条冒頭は現在剥離しているが、文字の残画を重ねあわせるとそのまま接続し、脱落はないと考えられる。また二月一二日条には二か所の裁断が見られる。この二か所はいずれも紙背の具注暦では一行分程度が失われているのみであり、日記記事としては現在見えている部分のみと推測される。さらにもう一か所二月一五日条後半から一八日条まで裁断が見える。こちらは紙背具注暦からは一紙分が脱落していると想定できる。この欠損部分については、後述の「御代々御記御抜書御写」から一部を補うことができるが、分量としてはもう少し記事があった可能性がある。二月二二日条～三月一日条にかけても、二紙分の脱落があるようである。

自筆本は以上であるが、広橋興光氏所蔵「御代々御記御抜書御写」によって補った部分がある。これは江戸期に広橋家の代々の記録から必要とされた部分を書き抜いたものであり、今回紹介した中でも文安六年正月七日の白馬節会、一六日の近衛教基の拝賀、二月一五日～一七日の小除目の記事が一部抜書されている。これらと対校することにより自筆本で欠損している文字を補った。また二月一五日条後半から一六日条の一紙分は現在では完全に失われているが、この抜書作成時点ではまだ貼りつがれていたようで、続けて記事が記されている。そのため一部を復元することが可能となった。

なお本稿で紹介した文安五年記のうち、東京理科大学近代科学資料館所蔵分については尾上陽介氏「東京理科大学近代科学資料館所蔵『具註暦　仮名暦』について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、二〇〇八年）で、国立歴史民俗博物館所蔵分については野村朋弘氏「史料紹介『綱光公記』自文安五年八月一日至九月二十九日」（『史学研究集録』三五、二〇一〇年）でそれぞれ紹介がされており、参照させていただいた。

このほか本号では、広橋興光氏所蔵『広橋綱光符案』を翻刻した。この史料は宿紙を袋綴じの帳面に仕立てている。表紙には「蔵人右兵衛佐藤原綱光　放生会奉行〈文安五七廿〉」とあり、綱光が奉行した文安五年の放生会に関する文書の控えを記したものである。

末尾になるが調査・翻刻を御許可下さった広橋興光様・国立歴史民俗博物館・東京理科大学近代科学資料館に深謝申し上げる。

【付記】本稿は「室町後期・織豊期古記録の史料学的研究による政治・制度史再構築の試み」（科研費・基盤研究（C）研究代表遠藤珠紀）の研究成果の一部である。

【凡例】

・翻刻に当たっては、文書の貼り継ぎがなされている場合は、「　」で括って示した。紙継は」で示した。

・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。傍書・挿入箇所も適宜本文中に追い込みとした。

・本文には読点および並列点を適宜加えた。

・尊敬を表す闕字は適宜存した。

・欠損の箇所はおよその字数を計って□または▨で示した。抹消された文字は左傍に〻を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または▇とした。判読不能の文字は⊠で示した。また残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。

・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は〔　〕、人名注など参考のためのものは（　）に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。

・底本は、それぞれ該当部分の冒頭に符号を付して示した。符号は広橋興光氏蔵『接綱御記』を㊞、国立歴史民俗博物館蔵『綱光公記』を㊢、東洋理科大学近代科学資料館蔵『具註暦　仮名暦』を㊤、広橋興光氏蔵「御代々御記御抜書御写」を㊥とした。底本の脱落を広橋興光氏蔵「御代々御記御抜書御写」で補う場合は、〔　〕で囲んで本文中に組み入れ、その傍に㊥を附した。

・その他、適宜○を付して注記を示した。

（文安五年）

一㊤○前欠、二月一日条ナラン、

万国斉知文徳新　遠人来服太平辰

廟門花柳知吾否　今夜初吟翰苑春

春――――――――――――――――――――――――――――――――――」

正五位下行大内記兼因幡権守菅原朝臣「在治（唐橋）」○「在治」ノ二字、文字中央上朱線アリ、

聖化道熙復暦春　将知文徳太平辰

重逢禹貢包茅日　雨露恩光及遠人

一㊞文安五年

六月

廿九日、晴、少雨下、祇候　禁裏、有御一献、人々祇候、有御短□〔尺カ〕、初度拝領、祝着〳〵、

待恋也、

入夜退出、」

卅日、尽夏也、依召参　禁裏▨御一献也、御舟事云々▨申沙汰也、事々幸▨▨

七月

一日、晴、尤雖可参　室町殿（足利義政）、御所□有乙穢子細、仍人々不可参由被仰下、非職程只雖参、侍中間不可然之間、不参也、蔵人右少弁（日野勝光）相談者也、及夕祇候　禁裏、拝領御盃退出、権弁（甘露寺親長）以下（山科）顕言朝臣等祇候、事々珍重也、

二日、晴、今日雖当番、口熱所労散々式間、他人雖相語、折節」○後欠、

一㊥

文安五年　蔵人右兵衛佐藤原綱光

八月

一日、陰、早旦参　室町殿（足利義政）如例、珍重□（〳〵カ）、
二日、晴、自柳栄（営）御返被下間、参畏存□申入了、
十五日、雨下、可歎〳〵、放生会依宮中穢延引、驚存也、此由自社家不注進、為之如何、然而自武家及御闘云々、於公家も可被相尋先規事也、只社家無沙汰也、雖然相尋先例注進、則披露了、何も延引也、抑此穢者、松原古井へ小物落入了、依其也云々、猶（旁）驚存外無他也、依御闘延引了、
可為来月十五日由被下仰候間、其分相催（畢）也抑今日御短尺二拝領、」詠進了、
又入夜祇候、有当座御会、一首拝領、　」
十六日、晴、依当番祇候、
十七日、晴、赤松左馬助（則繁）頸御実見也、仍人々御太刀進上、則　関白（一条兼良）以下余等参賀、就惣別珍重〳〵、幸甚〳〵、
十八日、晴、有和漢百韻、
十九「日天晴早朝ある人きたり依北野御夢想云々是雖不可□（招カ）引何事問答処昨日夜夢想ニ去十三日拾物を余第三可作云々是連歌也祝着也一向雖不沙汰作候了中物可置之由之御夢想也云々神慮之至感悦〳〵自今日三个日令参詣也入法楽和歌并一万句箱了委見其了」○「丙」抹消サル、
廿日、早旦参詣北野社、依今日当番祇候、
廿一日、早旦後北野社参詣、事々可成就也、祝着〳〵、
廿四日、晴、今日北野法楽連歌百韻沙汰進也、先度三句■也置之、入夕事終可成就也、祝着〳〵、
廿五日、入夜小雨下、午刻計向日野（勝光）亭、是文談也、論語一巻業忠（清原）談之、終日儀也、及晩帰華、」今日栽鞠懸也、東庭也、何悪木也、
廿六日、雨下、
廿七日、祇候　禁裏、御一献也、
廿七日（九）、祇候　禁裏、御一献也、

九月

一日、晴、早旦参　室町殿（足利義政）如例、珍重〳〵、御所中仍丙穢間、一日中有其憚候間、雖当番不祇候　禁裏也、
三日、晴、昨日今御所御他界云々、驚外無他也、御長病也、抑此間皆以詠百首、預進理証（性）院、所望点了、到来、比興〳〵、明後日贈位　宣下延引了、其分相催（宗済）了、例幣中無何不可然云々、仍■也、
四日、
九日、雨下、風急、入夜猶甚、早旦参　室町殿如例、珍重〳〵、秉燭以前祇候　禁裏、是平座依分配也、右少弁勝光（日野）、少納言為賢（五条）、上卿新大納言（木造持康）、参儀（議）不参、上卿依遅参為及暁鐘、為之如何、■（頃之）上卿」参先有着陣、蔵人方吉書予覧之、史両人不祇候、大弁不参、然間官方申文弁不可下由、被申上卿、尤歟、史一人祇候也、所詮官方吉書（申文可）被略之、蔵人方（計）以下也可覧云々、猶委可尋記、着陣儀如例、
祇（則）上卿着陣、奥、召官人召外記、是何哉、不可召外記事也、比興〳〵、可召奉行蔵人也、後被招予、々上卿次（着）座下、大夫君達に酒可賜由被奏之、予退帰出、次上卿次（着）座下仰々詞、其様、不出給ス、跡ノマ、ニ行へ、上卿微唯、予退、上卿召官人召弁、仰宜陽殿装束事歟、（如例、如何）（無宜陽殿間、近代被用陣座）、上卿以下退出、次史参進、申宜陽殿装束了由、上卿次（着）陣、（如例）次弁着座、少納言同之、二献也、（如例）風雨間不見及、次上卿進弓場、（為雨儀間軒廊下也）、経高遣戸、着沓上卿立前、次取杖経本路　奏聞、次文与杖取合、如初下上卿、（其儀如例）、上卿帰着陣、弁・少納言下之歟、
抑酒科（料）雖異儀申仰含、先参今夜着也、」今夜帯釵如例、尤雖可召随身具不事行間、以略儀為先、雖当番退出也、無為、祝着〳〵、
十五日、雨下、　禁裏女房達、為御代官毎年御　参宮云々、仍典侍（広橋綱子、綱光祖父兼宣ノ女）殿御参宮也、珍重〳〵、

抑今日放生会、去月依穢今月延引之処、依神人訴訟今ニ遅引、驚存者也、
所詮未被行云々、
十八日、晴、放生会于今未被行、珍事此事也、仍参議・弁帰京云々、上
卿以下未帰落(洛)云々、何一両日不留哉、然聞神人訴訟八十余个条云々、雖
然落居了処、参議・弁依帰京今日又延引、言語道断事也、此由堅々仰含
両人、但自武家可申由所奉也、仍弁明旦可参向云々、参議不可叶云々、
珍事〳〵、雖然一人不参例多分也、如此業忠(清原)」勘進、両人不参例不覚悟
云々、

参議不参例、

弘安五年八月十五日
乾元々年八月十五日

弁不参例、

嘉慶三年八月十五日
応永廿二年八月十五日
仍　奏聞之処、参議不参之分可被申沙汰之由被仰下、仍上卿・弁、武家人奉行
々此由申達遣了、以外事也、入晩又自八幡注進云、今日旦始行云々、言語
道断事也、然事子細相尋処、武家奉行申云、神人訴訟落居、已可被行処、
参議・弁依帰京于今如此、仍此間神人訴訟又可出来、々々者又二三日も
遅引、太不可然、所詮不可例入、為上卿且可始行之由、武家奉行申云々、
上卿為一人不可始行之由、雖何度」故障云々、雖然武家奉行堅申間、不
及力始行云々、以外事也、乍去近年如此遅引歎存者也、先如形所被行条、
珍重〳〵、■也此由　奏聞、」以外之由被仰者也、仍弁重不可参向由申遣了、猶
雖有子細難書尽、者也如此十九日被行例、今年初也、歎有余者也、■且
神慮難計、可恐〳〵、
廿日、晴、向日野亭(勝光)、仍当年二歳子腹之所労以外云々、言語道断事也、
為■之如何、今日已他界云々、不便〳〵、
廿一日、晴、御局御下向也、無為、珍重〳〵、抑自飯尾肥前入道(永祥、為種)奉行申
云、松枝一本送■(三枝也、度)云々、八幡三社神輿中御所鳥ノ口ニ帰幸路ニテクハヘ
タリ、仍取是進上　室町殿之処、可致　奏聞之由、被仰下候云々、言語
道断事、珍重事也、軈　奏聞返之、珍重之由有御返事也、入夜参　室町
殿、申入此由、退出、
廿二日、晴、昨日松枝御蔵ニ被納云々、仍申出進(遣奉)上行方(畢)者也　」
廿四日、入夜少雨下、　神宮事初日次定也、奉行頭左大弁(坊城俊秀)也、委可尋記也、
廿九日、入夜雨少下、今夜贈位(隆夏)　宣下也、依申沙汰、秉燭以前参　内、
上卿四条大納言(葉室)、弁左中弁教忠朝臣、少納言継長(高辻)朝臣、大内記不参、少
納言(内記)勲代、六位外記・史等祇候、陣官人依遅参始行遅々、為之如何、雖
然無程参之間、申入始行、〇(ママ)仍上卿着陣、予仰々詞、其様、

左大臣正二位源朝臣、高(高明)、宜被送贈従一位、令作詔書・　宣命・位記

ヨ、

上卿着座下仰之、奥、上卿唯候、次経本路退出、帯釵、紫段帯(綾)、上卿着端座召外記歟、
雨中間不及見、委相尋可記也、陣之儀了上卿進弓場、被奏　宣命・位記、
詔書・請印近代被略、仍予自高遣戸着沓、立上卿前、上卿懐中笏、被奏
宣命草、予取之、自本路於台盤所妻戸口、以内侍奏之、則被返下、予取
之、経本路下上卿、又　宣命・位記被奏如初、又下上卿軒廊下停立、依
雨儀也、上卿帰着陣、召外記(内)歟、後召少納言賜之退出、是西宮左大臣高(源)
明公、源家人也、一二百年■歟、醍醐天皇之」御宇人也、遠国之間是
山科内蔵頭顕言朝臣申請、備中国水田郷(英賀郡)内蔵頭家領也、是在(此)所為■■(士民)勧
請神云々、彼(然)申正一位神位分(畢)也雖然為上勅請神之儀(勅)無■(之)間、神位之分(儀)
正一位不可然間、被送贈従一位、仍申請仁内々期日、少納言遣了(彼朝臣)猶委可記、
両局□(等カ)先例勘進有之、左遷之仁也、委有公事奉行箱也、　」

（貼継紙）
「　贈位　宣下日
今月廿九日壬子
九月廿一日　陰陽頭有季（土御門）　」
（貼継紙）
「兼名勘進
（下部）贈位以後被勧請神近例、
大体寺（足利直義）殿
延文三年二月十二日贈従二位、（元従三位、）
年月日贈正二位
康安二年七月廿二日勧請奉号大蔵（倉）宮、
林光院（足利義嗣）殿
永享元年九月十七日贈従一位、（元正二位、）
同廿九日勧請奉号新大蔵宮、
天禄元年左遷、（自国中注進云々、）
備中国莫（英）賀郡水田郷、
高明公
左大臣正二位、
天元五年十二月十六日薨、永観二年二月十七日、神二祝申、今号郡大明神、」
（貼継紙）
「神社贈位例
元暦元年三月廿七日北野小社有御贈位事、
宰相殿（菅原輔正）贈従二位（元三位、）和泉殿（菅原定義）贈従三位、（元四位、）
乾元々年十二月十日宰相殿贈従一位、和泉殿贈正二位、元徳二年十一月
廿四日宰相殿贈正一位、和泉殿贈従一位、貞治元七月廿二日大倉宮（錦小路殿）勧請
被贈正位、（元贈従二位、）
正長元正月十七日新大倉宮（林光院殿）勧請、永享元年九月十七日新大倉宮贈従一位、
八月十二日　大外記清原業忠
応永十三年六月卅日贈位　宣下也、

（三宝院安芸法眼女、足利義満側室）藤原量子被贈従三位、上卿権中納言藤原資（町）藤卿、少納言長遠（坊城）朝臣、左少
弁藤原有光（日野）朝臣、職事頭左中弁豊房（万里小路）朝臣、少外記中原師野、中務丞菅原
長政、大内記不参、師野勲代、将監代陣官人、史不参、位記請印并　宣
命奏下如常、彼」位記・　宣命少納言給之、令向等持寺院云々、
大外記清原業忠　」

（文安六年正月）
「（脱）□□□早旦参　室町（足利義政）殿、其儀如例、毎々幸甚〳〵、其以後方々参、
五日、晴、入夜参内、是依叙位也、関白（一条兼良）以下悉参之後、先内覧、職事悉
着小板敷、先頭左大弁（坊城俊秀）奉行、内覧□儀如例、次第参、事給（終カ）奏聞、其儀如例、
陣□（儀カ）事終有御前之儀、余懃□紙後、早出、夜々之□（窮カ）也、抑今度□申
文、以上六通也、此外少分也、但例年如形歟、余申文二通選定、引裏紙、
一通式部丞、一通府奏也、皆着短尺、目六取六位、（慈光寺）定仲也事終、自下鶴退、
今夜、余装束之□
縫腋其外如例、（但帯釵尤可略歟、如何、猶可尋知、猶可略之条勿論、違失之至也、）
公卿
執筆、左（鷹司房平）府、□（久）我大納言（通尚）、鷲尾中（隆遠）納□（言）、菅（東坊城益長）宰相、
六日、晴、白馬事催也、先夜正上（正五位上）令加叙也、二个年（文安五年正月五日叙正五位下）■共加叙、不相忿歟、
雖然祖父（広橋兼宣）之嘉例之間申入、朝奨之至、殊年始嘉例、旁以祝着〳〵、
七日、晴、酉剋以前参内、今夜節会、余申沙汰、依検非違使闕也、先北
陣、内々御覧、職事只余一人也、六位一人、（五辻）政仲左右祗候、此条尤可略歟、
只以出納可仰也、又近来如此進退勿論歟云々、猶可仰出納也、余以笏（官）管
人気色、（正親町三条実雅）進出事終堂上、内弁以下催、其後陣儀始行、（抜）［先有加］叙之儀、

是執柄（一条兼良）御申陣儀、事終内弁進南殿庭上、其儀如例、腋御膳右少弁（日野勝光）申沙汰、
其外内侍扶持事、両頭（坊城俊秀・柳原資綱）・左少也、余立（叙列之儀見宣記、列）叙外兵也、式月輪□（宰）相（家輔）、皆以叙位
一級也、余装束色目、
闕腋袍、巻纓老懸、半臂襴、（有忘緒、）蒔絵太刀、（在尻鞘、）平胡籙、（在間塞、）蒔絵弓、
靴、（青地、）紫段（綾）平緒、魚袋、（但臨期撤了、）
余今夜帯釼堂上、（三節会皆共以也、）内々申談、執柄着（有）陣出陣之時、一（抜）［度帯］釼、
一度略之由、万里小路前（時房）内府指南也、但帯釼自初堂上之上者、出陣何度
勿論候歟云々、猶可尋知事也、
抑今夜栖（国脱）奏・立楽停止、舞姫・坊［家］可為停止歟之由、大外記（同北陣、）先例雖
勘進、関白不可然之由有仰、仍如例、徳治之例不快云々、其外御例者、
無出御之時儀也、或者出御之時停止之例、神輿入洛之時儀也、今度之儀
相違之間、可為如例之由、関白被仰也、仍其分也、夜中事終退□事々違
乱之条、祝着〳〵、殊初度申沙汰無為、珍重〳〵、先例等、納公事奉行
箱、

参仕公卿

帥大納言（三条実雅卿、）四条大納言（隆夏卿、）今出川中納言（教季）」
月輪宰相（家輔）、菅宰相（益長）、

少納言

為賢朝臣（五条）（但臨期平有□（政朝臣カ）参陣、為賢依所労也、）

弁

冬房朝臣（万里小路）

近衛府

左　左馬頭代（坊家奏）忠富朝臣（白川）、基有朝臣（園）、季春朝臣（四辻）、定輔（松殿）、
右　教親朝臣（木造）（右馬頭代、但定輔勲也、左相共例勿論云々、）

抑今夜外任奏之時、不被奏左右馬頭也、事■之間、不仰□□も有例
歟、以外無人、為之如何〳〵、今夜陽明大納言（近衛教基）令□級給、（正二位）抑可被載
加叙小折紙歟事否、申談殿下（一条兼良）処、雲客殿上雲客等加叙上者、不可有子細
之由被仰、其由奏聞之間、被載小折紙、
十二日、早旦、参瑞雲院、先□（綱光父兼郷、文安三年四月一二日没）御月□（考）（忌）是毎年之儀也、僧両三人、頃之□（帰）
葦、
十三日、晴、
十四日、晴、後瑞雲院（綱光祖父兼宣、永享元年九月一四日没）御月忌、僧一人、於瑞雲院供之、不及参、夜々窮
□（屈）也、
十五日、雪少下、今日又幸甚〳〵、五个日先参慈母（豊子女王）之御方、被下御盃、
珍重〳〵、於予方有一献、
十六日、昼之間雪下、入夜月明、似秋夜、寒気甚、今夜陽明大納言御拝
賀也、供奉、秉燭之程、着束帯、先参陽明、少々祇候、今夜可押分配之
由□頭弁被□間申入云々、」参内、（帯剣、魚袋、有此外如例、）分配押時分也、蔵人右少
弁不参、事終又参陽明、被召御装束之程也、抑前（近衛房嗣）殿御拝申次之事、自兼
日予可勲仕之由被仰、雖然分配等毎々取乱、少所労之間、旁故障、其上
家司冬俊（竹屋）朝臣也、可被仰之由申入、毎事未練之間、猶可勲仕之由被仰、
然も冬俊朝臣可■（仰含）■由被仰、所存之分仰含、且暦応四年之御記、殿下
御拝賀、禁裏申次御勤仕同前也、已以及暁鍾云々、為之如何、臨期供
奉人進庭上、大納言（近衛教基）殿立御定後、冬俊朝臣自中門前御目前立、着沓、無
笏、御一揖後、深揖、帰本路（踞）、」自沓脱入中門、出切妻、（無沓、持笏、）当御眼前、
深揖、其後御揖之後、蹲居、自本路退出、着沓、御二拝之後、禅閤（近衛忠嗣）御方
申次羽林、（御薗例云々、）可尋記、此間候　仙洞辺、御乗車之後御参、御舞踏、
御対面、又　禁裏之辻辺相待、自陽明門代御下車、以下薗為先、皆以取
松明、予不取、禁色御免之間、不取者例也、経床子之前、令進立弓場給、

此時弁・少納言・両局候床子、弁・少納言答揖、両局蹲居（踞）歟、不及見、堂上申次供奉人（坊城俊秀）
禅閤御申次仕、羽林（帯剣）、其儀同前、御舞踏之後令着殿上給、内々御対」面、頭弁
申次、抑供奉人（羽林）懃申次之事、御嘉例度々代々此分云々、申次之事来談
向之内（間）暦応四年任御記、所存之分相含、帯剣之事、帰出之後帯剣嘉例歟、
雖然供奉之間帯剣（之上者）然間不及撤之条可然歟之由仰含之趣、前殿尤之由被仰
云々、闕腋也、供奉羽林皆以闕腋、予又闕腋・帯剣、頃之御着陣、官・
蔵人方吉書、一向頭左大弁（坊城俊秀）被仰中弁、右中弁（左）（葉室教忠）朝臣、候床子座、史同候、先
官方申文、也（其）後蔵人方（也）云々然不覧蔵人方吉書御帰座云々、為之如何、御
亡却（忘）歟、頭左大弁以官人潜申間、又御着座云々、言語道断事也、群集為
之如何、事終之後、又御着陣、節会内弁御懃仕故也、其儀如例、内弁之
儀、又如例、謝座御堂上、腋御膳、予申沙汰両度、尤以不便、事終腋御
膳（膳）供終之後入御、抑坊家奏、内弁持之（令）進弓場給云々、□人（勧修寺）可被持事也（歟）為
之如何、御亡却（忘）云々（歟）舞姫以後退出、節会奉行蔵人左少弁（教秀）也、事終事、
日出之時」分云々、抑御拝賀事、条々予申沙汰、家司未練之間、可申沙
汰之由、別而被仰之間申沙汰、不便（祝着）散状（見エズ）続加右（左）、○散状、今公卿冷泉三位（持為）、
抑今夜立楽停止、残歌止笛云々仰詞云々、今夜参陣散状、可尋記、

○約二行分空白

十七日、晴、藤堂宿（景敦カ）所出向、珍重〳〵、」
十八日、晴、蓮花王院修正申沙汰、左中弁（葉室教忠）参向、不及散状、
十九日、晴、依当番祇候　禁裏、」
廿日、晴、参　室町殿、御嘉例之猿楽也、大名共祇候、入夜退出、有御
出、人々御太刀進上、予同之、三条・飛鳥井（正親町三条実雅）入道等祇候、
廿三日、晴、小雨下、速水宿（浄誉、景益カ）所出向、珍重（祐雅、雅世）〳〵、
廿四日、晴、風急、依当番祇候　禁裏、
廿五日、晴、方々参賀、
廿九日、晴、慈母御参　室町殿、　禁裏■（典）侍以下（殿以下）皆以御参、有猿楽、依
召参、入夜退出、大名」以下祇候、

二月

一日、晴、早旦参　室町殿（足利義政）、午剋以前也、依日蝕也、毎々珍重〳〵、
三日、晴、官務（大宮長興）来、祈年穀奉幣事、近年無沙汰不可然之間、以別勅、被
下女房之奉書、仍相副予奉書、帰（返）給官務、々々遣武家奉行頭人方へ云々是参庭上、
内々官務如此御沙汰不然由申入了云々、摂津入道（常承、満親）云々、
四日、晴、法楽有和漢、百韻、一月先（中）両度也、抑自伝奏（中山親通）有使者、来月武家（足利義政）御
移徙云々、御共之事御点之由相催、先以畏存之由返答、了布衣（可為）上、云々、
早可令存知之由同」返答了、定日未定云々、珍重々々、錦織寺（綱光弟慈範）来洛（上）、有
来楽也、
五日、晴、依当番祇候　禁裏、今夜御局（広橋綱子）事也、入夜帰参、入御及半更者
也、珍重〳〵、千秋万歳、毎春御儀、勿論〳〵、幸甚〳〵、及乱舞、祇
候人々、内蔵頭（顕言）朝臣（山科）・権弁（親長）朝臣（日露寺）・予・侍従（雅行）（正親町）・少将（公澄）（庭田）・土御門（顕親カ）児・蔵人、
（五辻）政仲、四辻少将（季春）・少将教国（滋野井）・極藪（慈光寺）定仲、等雖召不参、入御之後人々祇候、
雖然、虫（ママ）所労散々之間、退出、内蔵人頭虫所労之由相語者也、入夜雪下、
寒気甚、
六日、晴、寒如冬夜日、微雪下、就祈年穀奉幣事、官務来、然而可遣奉
書於頭人（摂津満親）仍其沙汰（了）也、自妙法院（明仁法親王）殿（宮）嘉例之御壇供五面拝領、長（庁）有奉書、
私二面送給■（方）」不相替御沙汰一段畏存之由、返事書遣了、藤室（堂）方へ二面、
長（庁）遣云々、事々沙汰祝着〳〵、
七日、
十日、晴、入夜雨下、今日　禁裏祇候、仍（依）当番也、相番（正親町）公澄（番）、抑室町殿
唐門被引云々、細川官領（管）一円（勝元）奉行云々、珍重〳〵、

十二日、晴、御月忌(広橋兼郷)也、僧両人供養如例、尤雖可参瑞雲院、風気旁故障之間、不参、兼又今日禁裏御会云々(間)愚詠二首詠進、先進草、被加　勅筆、畏存候也、毎度々先進草也、皆」有愚詠箱、去月も詠進二首也、今度御題、

沢夏草　　夕千鳥

度々　勅題也、内々御会者也、終日除目事習礼、抑昨日奉書遣頭人方、祈年穀奉幣諸司注進事也、雖然、諸司注進不到来、直に遣摂津(満親)方へ云々、尤可付奉行也、緩怠之至、彼方人より伝たふ言語道断之儀也、其様、祈年穀奉幣諸司注進、如此候、任例可令申沙汰給候也、恐々謹言、

二月五日　　綱光

摂津掃部頭入道殿」

猶々、此事行事官可召仰也、言語道断、未練比興〳〵、

十三日、時々雨下、御捧物進上、件送文案、

広橋家御捧物事、

御太刀一腰金、

杉原十帖

二　　

十四日、時々雨下、

十五日、晴、昼之間少雨下、今日温般(涅槃)依也、舎利・尺加象(釈迦像)等奉供養、捧物等如例、瑞雲院入来、有舎利礼、仍当番祇候、就祈年穀奉」幣事不思儀代目(題)出来、令迷惑者也、委見祈年穀奉幣記、自　室町殿源氏并万葉等被進　禁裏、御使烏丸中納言(資任)、兼又明日可有小除目云々、奉行頭左大弁(坊城俊秀)、是一条大納言(教房)任左大将給云々、右三条実量也、此日比左事、雖被申一条(望申)大納言殿摂家之間、左勿論之由、関白被申所存、仍而相論、応永廿六・廿七年記には左右相共闕之時、凡人縦雖為上首、摂家可為左也云々、然而今一条任例令任給歟、尤以珍重〳〵、殊更左今度闕也、旁々勿論〳〵歟、日野前中納言」[国盛卿任大納言、遂出家之儀云々、依病気歟、予宣下了、

十六日、晴、今夜別殿行幸云々、小除目之間可為内々歟之由、昨日被仰了、

権大納言源持康(木造)還任也、

権中納言藤原公綱(三条)三条宰相中将、

参議藤原持為(冷泉)冷泉三位、

左近大将藤原教房(一条)兼一条大納言殿也、

文安六年二月十六日

被行小除目、四人也、尤可被憚歟、定先例候哉、不知、猶可尋記、応永度四十人小折紙候き、尤不可然之由被置記、」

一(歟)〇前欠、

(十七日カ)

十八日、雨下、終日宣記取(目録)六目了、

廿日、朝程雨下、自牛(午)剋属晴、依当番祇候　禁裏、坊城(俊秀)頭卿(弁カ)番也、終日談語者也、

廿一日、晴、今日春日祭也、上卿中御門大納言(宗継)、弁教秀(勧修寺)、使内蔵頭頭言朝臣、出車可尋記、以前上卿・使依未領状延引、今日被行云々、奉行左少弁教秀也、然に早旦行水沙汰、別而奉拝　慶(敬)神也、無何、一日神事月水輩不同家也、和漢聯句、行蔵被張行、尤有其興、

廿二日、晴、今日法楽有和漢百韻、有其興、行蔵・瑞雲院等来臨、」〇以下二紙分欠、

（三月・前欠）

一日、晴、早旦参　室町殿(足利義政)、毎々如例、珍重〳〵、向裏亭(日野勝光)、自其参陽明(近衛房嗣)、

庭桜爛漫者也、被出御盃、祝着〳〵無極、可候円座之由、度々雖有、御礼不参、是■（家礼故）也、猶有他人者可候也、入晩参　内、被下御盃之後退出、自愛〳〵、○「退出」ノ上欄ニ挿入符アリ、

三日雨下参室町殿如例

四日、雨下、今夜　禁裏有御一献、是花御賞翫云々、仍参内、及数献、当座有御会、只被出御製一首、皆以詠進、密々被講、読師親長朝臣（甘露寺）、講師顕言朝臣（山科）、散々也、皆興〔比〕〳〵、何余不被仰哉、当家之人祗候之時、勿論事也、但未練之間不及微音者也、其後当東炎」上、是万里小路、蔵人政仲（五辻）宿所前云々、仍退出歟、不及余焼、珍重〳〵、

余一首詠進、

御製

にほへ猶あまつ雲ゐのさくら花　みはやす我も万代までに

愚詠

万代をちきる雲ゐのさくら花　にほひも色も万代君かまに〳〵

五日、晴、今日参　禁裏、御和漢百韻也、天明之後退出、

六日、雨下、当番也、余以下皆々一献申沙汰、済々、及乱舞、天明之後退出、

十日、晴、内裏内々御会、月次御短」尺進上、二首也、

十一日、晴、風和、今日室町殿新造之御移徒（徙）也、委有別記、珍重〳〵、

無為無事、公私祝着無極也、入夜退出、申剋也、

廿三日、晴、今日県召除目也、秉燭以後着楚々束帯、縫腋袍、此外如例、無帯剣、或宜之習礼両三度後参　内之処、未参奉行、一身之外無是、参　御前、頃之頭弁（柳原資綱）参、頭左大弁（坊城俊秀）・予三人外侍中未参、雖相待或所労、或軽服云々、五位侍中一人之例先蹤不審也、暁更之時分内覧奏聞、予暦応五年御記引見所沙汰也、仍而不及巨細、先頭弁覧、次左大弁、次予、奏聞、悉着小板敷、左大弁申文転予、々取之、懐中、結中、三通也、跪」殿上兀子前、取杖挿申文、鳥口ニ、申文ノ紙ヒネリハナヲ指入テ挿也、不落儀也、立揚入上戸、自高遣戸前妻戸伺御目、参進、膝行、左手揚御簾、以右手指入杖、令文取給後、乍持杖、亀居跪前、御覧了、令指出給、次置杖、右方、不鳴、給文以左手揚御簾、取申文置前、　袖テ宣紙捻、発懸紙、先上、次下、奥先下、次上、申文ヲ右方ニ引寄テ、申文取一テ左方発ヲシヲレテ眼路読之、任天気テ後巻之、四五寸ハカリ之時、手上ニヲシノセテ巻之後、如初申文杖下取ソヘテ退、杖ヲ本所立、申文頭弁帰遣了也、此後撰定、一身云袖書云短尺書之、不便〳〵、於目六者及闕如者、雖可取頭弁、六位可取由被命之間、源定仲取之、以大間書之、兼用意、不及失歟、可謂無念事歟、抑今夜諸司奏無之、不審大一也■」転任有之、近代無之歟、今夜条々、

公卿当年給　公卿二合　公卿名替　公卿国替

転任　公卿更任

袖書

臨時内給　内給　式部卿親王（貞常親王）被請申

帥大納言（太宰権帥）藤原朝臣（正親町三条実雅）被申請

○約四行分空白、

廿四日、雨下、除目中夜也、風急、早参処、申文少々相残之処、到来、撰入了、所役以後早出、及天明、」

廿五日、雨下、入夜晴、除目竟夜処、執筆（二条持通）申請延引、

廿六日、晴、除目竟夜処、又執筆依所労可為明日云々、

廿七日、雨下、除竟夜（目脱）也、祈年祭延引、依除目竟夜也、任官■注左右、（ママ）所役、天明之後退出、今夜所役殿上人永継（高倉）也、献盃之儀如例、両貫（柳原資綱）頭八坊城俊秀座昇進也、

権中納言藤原雅永（飛鳥井）　同実遠（西園寺）

参議藤原資綱（柳原）兼、　同俊秀（坊城）兼、
大外記中原師幸　源政賢（庭田）
侍従藤原雅国　右少史高橋俊職
治部少輔藤原種光（武者小路）　同季茂
掃部助紀淳直　民部大輔賀茂秀弘
美作守源行昌　丹後守源久任
左近権中将藤原季定　筑前守安陪（倍）広定
同季春（四辻）　同公国（橋本）
将監豊原具秋（楽人）、　同冬秋（楽人）、
左衛門少志豊原夏秋（楽人）、
蔵人頭
左中弁藤原教忠（葉室）　右中弁藤原冬房（万里小路）
辞退
権中納言源長賢（庭田）　参議藤原永基（高倉）
同行豊（世尊寺）
廿九日、晴、除目任之人々賀参向也、

『広橋綱光符案留』
（表紙）
「　蔵人右兵衛佐藤原綱光」
放生会奉行（文安五・七・廿）
上卿　〃参儀　〃弁　〃使
〃内蔵助（典薬盛長申遣之、）　〃右馬頭（勘解由小路在盛、）
〃両局　〃極臈　〃御導師（重源、自是申〃〃）
〃馬（□自武家被出之、）　左右馬寮（但是ハ自六位相催歟、奉行不知、自出納催之云々、）
石清水放生会任例可被催沙汰之状如件、（令申給、仍執達〃〃）
七月　右兵衛佐綱光
蔵人中務丞殿
石清水放生会任例可被催沙汰之状如件、
七月廿二日　右兵衛佐（花押）
四位大外記（清原業忠）殿
四位史（壬生晨照）殿
石清水放生会可令参行給者、依〃〃
天気如此所候也、仍言上如件、綱光誠恐謹言、
七月廿二日（隆夏）　右兵衛佐綱光奉、
進上　四条大納言（通尚）殿
久我大納言殿（領状、）
追言上、御参事別而被下御点候、殊可令得御意給候也、重謹言、
石清水放生会可令参行（向）者、依〃〃

天気所候也、仍上啓如件、
七月廿一日　右兵衛佐綱光奉、
謹上　中山宰相中将殿（親通）
左宰相中将殿（中山親通）如此也、
追執啓上啓、
御参事、別而御点候、殊可得御意候也、

石清水放生会可令参向給者、依
天気執達如件、
七月廿二日　右兵衛佐綱光
謹上　右少弁殿（日野勝光）故障、
権弁殿（甘露寺親長）是は執啓と書之、
追申、
御参事、御点候、殊可令存知給候也、

□（五）位
石清水放生会可令参向給者、依
天気執達（啓）如件、
七月廿二日　右兵衛佐綱光
謹上　伯中将殿（白川忠富）
追申、
同、

石清水放生会可令（御）導師可令存知給者、
天気如此、仍執達如件、
七月廿日　右兵衛佐綱光
謹上　光明院僧都御房（故障領状、）
石泉院律師御房

□（上）卿　久我大納言
文安五年八月十一日　宣旨
橘朝臣家益
宜任（叙）従五位下
——是ハ内蔵助也、（此）是日比内蔵助（長俊）死云々、仍新任也、

文安五年八月十一（五日）　宣旨
賀茂朝臣在盛
宜任左馬権頭
蔵人右兵衛佐藤原綱光奉、
蔵人——奉、

口宣　一紙献（進）上之、早可令存知給之状如件、綱光誠恐謹言、
八月十（五日）　右兵衛佐綱光
進上　久我大納言殿

石清水放生会延引、可為来月十五日、御奉行事可令存知給由、被仰下候也、仍言上如件、綱光誠恐謹言、
八月十一日　右兵衛佐綱光奉、
進上　久我大納言殿

石清水放生会延引、可為来月十五日、御参向事可令存知給之由、被仰下

候也、仍上啓如件、
八月十一日　右兵衛佐綱光奉、
謹上　中山宰相中将殿

石清水放生会延引、可為来月」十五日、御参向事可令存知給候也、仍執啓如件、
八月十一日　――――
謹上　権弁殿
伯中将殿

石清水放生会延引、可為来月十五日、可令申沙汰給候也、仍執達如件、
――――

蔵人中務丞殿

石清水放生会延引、可為来月十五日、可被催沙汰之状如件、
八月――　――判
四位大外記殿
四位史殿

」

石清水放生会式日延引、可為来月十五日、可令存知給由、被仰下候也、
恐々謹言、
八月十八日　右兵衛綱光
駿川少路八幡検校法印御房

一、御導師(範誉)にも来月十五日由催了、

」

石清水放生会
上卿　馬寮
久我大納言　右近衛府
在盛也
参議　御導師
左宰相中将　範誉僧都
弁
冬房朝臣(万里小路)
右近衛府　内蔵寮
忠富朝臣(白川)　助、、(橘家益)

」